

平成22事務年度監督方針のポイント

監督方針とは

金融庁においては、毎年、事務年度(7月1日から翌年の6月30日まで)当初に、監督に当たっての重点事項を明確化するため、金融機関向けに監督方針を策定し、公表している。

22事務年度監督方針の主な内容

平成22事務年度監督方針においては、新成長戦略の閣議決定(22年6月)や中小企業金融円滑化法の制定(21年12月)等を踏まえて、「円滑な金融仲介機能」に係る記述を充実。また、昨今の経済情勢を踏まえ、「リスク管理と金融システムの安定」についても、マクロ・プルーデンスの重視等により、フォワード・ルッキングの監督姿勢を強調。

【新たに追加した事項】

① 円滑な金融仲介機能の発揮

- 新成長戦略の閣議決定(平成22年6月)において金融機関の役割(実体経済、企業のバックアップ役としての役割等)が明記。
 - 将来の成長可能性を重視した資金供給の実態把握
 - リスク管理をはじめとした財務の健全性確保
- 中小企業金融円滑化法の公布・施行(平成21年12月)
 - 中小企業金融円滑化法の対応状況等の把握
- 改正貸金業法の完全施行(平成22年6月)
 - 健全な消費者金融市場の形成に向けた取組みとして、銀行による消費者向け貸付けへの対応状況の把握

② リスク管理と金融システムの安定

- 海外の経済の動きが金融システムに与える影響(欧州財政問題の深刻化、アメリカ経済の先行き不透明感の高まりなど)
 - マクロ・プルーデンスの視点を重視。マクロ経済分析、市場モニタリング、個別金融機関の多様なツールを総合した手法の活用。
 - リスク管理手法の改善(ストレステストの質の向上、海外非日系与信に関するリスク管理の検証の充実)

【引き続き取り組む事項】

① 監督行政の取組姿勢等

- ベター・レギュレーション
- オンサイト・オフサイト一体的なモニタリングの推進

② 顧客保護と利用者利便の向上

- 顧客情報の管理
- 振り込め詐欺における被害者の救済
- 金融ADR制度導入に向けた態勢整備

等